

大野校区コミュニティ協議会会則

(名称および組織)

第1条 この会は、大野校区コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称し、本協議会の区域内に居住する個人および所在する法人ならびに別表に掲げる自治会等各種団体等をもって組織する。

(目的)

第2条 協議会は、地域みずからのまちづくりを目指して地域住民が自主的に参加し、総意と協力により住みよい地域社会の建設および発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 校区内の共通した課題の解決に向けての協議・学習に関する事。
- (2) 校区内の各種団体の活性化および各種団体相互の連絡調整に関する事。
- (3) 市からの受託事業に関する事。
- (4) 校区内組織構成員の参画と情報の共有ならびに協働の推進等に関する事。
- (5) その他、目的達成に必要な事。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 教育・文化担当理事 | 2名 |
| (6) 環境・安全担当理事 | 2名 |
| (7) 健康・福祉担当理事 | 2名 |
| (8) まちづくり担当理事 | 2名 |
| (9) 総務担当理事 | 2名 |
| (10) <u>コミュニティセンター長</u> | 1名 |
| (11) 監事 | 2名 |

(役員職務)

第5条 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、不在時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務を執行する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を行う。
- (5) 担当理事は、役員会を構成し、法令及びこの会則に基づき職務を行う。
- (6) コミュニティセンター長は、センター業務を統括する。
- (7) 監事は、本会の会計及び業務を監査する。

(役員選出)

第5条 コミュニティセンター長を除く役員は、別表に掲げる構成団体に属する者（以下「代表者」という。）の互選により選出し、会長、副会長、事務局長、会計、担当理事および監事の選出は役員互選とする。

コミュニティセンター長は、コミュニティ協議会が、その職位に雇用した者とする。

2 選任された役員は、総会において承認するものとする。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げないものとする。又、コミュニティセンター長の雇用期間は、該当規則による。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会・全体会および役員会とし、会長が召集し、議長となる。

2 会議は、過半数の出席により成立する。

3 議事は、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

ただし、会則の改廃に関する事項は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(総会、全体会)

第9条 総会及び全体会は、別表に定める代表者をもって構成する最高の決議機関で、総会は予算総会と決算総会を開催し、全体会は会長が必要と認めた場合を開催し、次の事項を決議する。

(ア) 事業計画および事業報告に関する事項。

(イ) 予算の決定および決算の承認に関する事項。

(ウ) 会則の改正に関する事項。

(エ) その他、協議会の運営に関する事項。

(役員会)

第10条 役員会は、会長が必要と認めるとき開催し、次の事項を審議する。

(ア) 総会及び全体会に付議すべき事項。

(イ) 事業の運営に関する事項。

(ウ) その他、会長が特に必要と認める事項。

(部会)

第11条 協議会に、次の部会を設置し、地域課題について調査・審議し、各種の事業を実施する。

(ア) 教育・文化部会

(イ) 環境・安全部会

(ウ) 健康・福祉部会

(エ) まちづくり部会

(オ) 総務部会

2 部会員は、校区連合自治会および各種団体から選任された者をもって構成する。尚、協議会が公募した者を部会員に加えることができる。

3 部会に、部会長および副部会長を置き、部会員の互選により選任する。

4 部会は、部会長が召集する。

(企画委員会)

第12条 協議会に企画委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の事項について協議する。

(ア) 地域コミュニティ事業の企画に関する事項。

(イ) その他、必要と認めた事項。

2 企画委員（以下「委員」という。）は会長が委嘱する。

3 委員会に、委員長および副委員長を置き、委員の互選により選任する。

4 委員会は、委員長が召集する。

(事業計画および予算)

第13条 協議会の事業計画および予算は、役員会で承認し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告、決算および監査)

第14条 協議会の事業報告書・収支決算書等の決算に関する書類は、会計年度終了後、速やかに作成し、監事の監査を受け役員会の承認を経た後、総会の議決を経なければならない。

(情報の開示)

第15条 総会の決定事項等協議会の情報は、センター内に掲示するなど開示する。

(顧問)

第16条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(事務局)

第17条 協議会の事務局は、大野コミュニティセンター内に設置する。

2 事務局長は、協議会の事務を処理する。

(経費)

第18条 協議会の経費は、交付金補助金およびその他の収入をあてる。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他必要な事項)

第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮って定めることができる。

附 則 この会則は、平成18年8月19日から施行する。

附 則 この会則は、平成22年5月8日から施行する。

附 則 この会則は、平成23年12月12日から施行する。

附 則 この会則は、平成24年5月12日から施行する。

附 則 この会則は、平成25年3月9日から施行する。

附 則 この会則は、平成26年3月8日から施行する。

附 則 この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 この会則は、令和6年5月10日から施行する。